

議案第16号

行田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続法の一部改正及び行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令の制定に伴い、聴聞等の手続における公示送達の公表及び方法について明確にするため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市行政手続条例の一部を改正する条例

行田市行政手続条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（申請に対する審査及び応答）」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事実を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「、「掲示を始めた」を「、同条第4項中「当該措置を開始した」に、「あるのは「掲示を始めた」を「あるのは「当該措置を開始した」に、「、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第33条第4項第2号中「によっては」を「によって」に改める。

第34条の2第1項中「（平成11年埼玉県条例第61号）」及び「（平成11年埼玉県条例第71号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

議案第 17 号

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

人事院勧告等に基づき、市職員の給与の改定及び通勤手当の見直しを行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行田市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	

19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					

89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						

	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

第2条 行田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同項第2号中「並びに次号及び第4号」を「及び次号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

第10条第2項第3号を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、「、第1号及び第2号に定める額」及び「、第2号に定める額」を削り、同号を同項第3号とし、同条第3項中「第4号」を「第3号」に、「第5項」を「第6項」に改め、「。第1号」の次に「及び次項」を加え、同項第1号中「次項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の

規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の行田市職員の給与に関する条例（次号及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）別表第1の規定 令和7年4月1日

(2) 第1条改正後給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定 令和7年12月1日

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第18号

行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

人事院勧告等に基づき、特別職の職員の給与の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の230」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 19 号

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

会計年度任用職員の報酬の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第12項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第12項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 3 改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定による報酬等の内払とみなす。

議案第20号

行田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「行田市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を行田市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第27条の6第1項第3号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に、「同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号」を「前号」に改める。

附則第1条の4を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条及び第11条の3の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 第27条の6第1項第3号及び附則第1条の4の改正規定 令和9年1月1日

（公示送達に関する経過措置）

2 この条例による改正後の行田市税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の

規定の適用がある場合における新条例第 27 条の 6 第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「第 4 号に掲げる寄附金」とあるのは、「第 4 号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 21 号

行田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

印鑑登録原票から性別表記を削除するとともに所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市印鑑条例の一部を改正する条例

行田市印鑑条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第14条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

長期休業期間のみ学童保育室を利用する者の学童保育料について見直すため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例

行田市学童保育室保育料に関する条例（平成29年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 行田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第3号）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる学校における休業日（以下この項において「長期休業期間」という。）に限り学童保育室を利用する場合の保育料の額は、別表に定める額を当該月の学童保育室の開室日数を除して得た数に当該月の長期休業期間における学童保育室の開室日数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 23 号

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

国民健康保険税率等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

行田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「及び第7条」を「、第7条及び第8条の2」に、「100分の7.6」を「100分の7.8」に改める。

第4条中「36,000円」を「42,000円」に改める。

第5条中「100分の2.6」を「100分の2.9」に改める。

第6条中「14,500円」を「15,000円」に改める。

第8条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者

に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税18歳以上被保険者1人について100円とする。

第20条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに規定する額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「25,200円」を「29,400円」に改め、同号イ中「10,150円」を「10,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,120円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

第20条第1項第2号ア中「18,000円」を「21,000円」に改め、同号イ中「7,250円」を「7,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 800円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

第20条第1項第3号ア中「7, 200円」を「8, 400円」に改め、同号イ中「2, 900円」を「3, 000円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 320円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

第20条第2項第1号ア中「5, 400円」を「6, 300円」に改め、同号イ中「9, 000円」を「10, 500円」に改め、同号ウ中「14, 400円」を「16, 800円」に改め、同号エ中「18, 000円」を「21, 000円」に改め、同項第2号ア中「2, 175円」を「2, 250円」に改め、同号イ中「3, 625円」を「3, 750円」に改め、同号ウ中「5, 800円」を「6, 000円」に改め、同号エ中「7, 250円」を「7, 500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 240円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第20条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月

数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の行田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

開発許可等の基準の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

行田市開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（法第33条に規定する制限等）

第2条 法第33条に規定する制限等については、次に掲げるものとする。

- (1) 法第33条第3項の規定により都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第6号の規定による公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の最低面積は、1ヘクタールとする。
- (2) 市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項に規定する予定建築物の最低敷地面積は、200平方メートルとする。ただし、法第34条第13号の開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第3条第3項を削る。

第4条第3項を削る。

第5条第1項第6号中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第4項を削る。

第6条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の行田市開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開発行為等の許可の申請から適用し、同日前になされた開発行為等の許可の申請については、なお従前の例による。

議案第 25 号

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

行田市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「 を

	円	円	円
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

」

「 に

	円	円	円
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の行田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた行田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号アの障害補償年金及び同条第6号アの遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第26号

行田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナに関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市火災予防条例の一部を改正する条例

行田市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 27 号

行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行田市総合公園内にターゲット・バードゴルフ場を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する
条例

(行田市体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 行田市体育施設設置及び管理条例(昭和47年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第1項中「総合公園弓道場」の次に「、総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を加える。

第5条第1項第2号中「総合公園野球場」の次に「、総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を加える。

別表第1中

「を

弓道場	個人	1時間	150
	団体(6人以上)	1時間	900
自由広場			無料

」

「に

弓道場	個人利用	1時間	150
	団体利用(6人以上)	1時間	900
ターゲット・バードゴルフ場	個人利用	2時間	100
	団体利用(6人以上)	1時間	300
自由広場			無料

」

改め、同表備考第2項及び第5項中「庭球場」の次に「、ターゲット・バードゴルフ場」を加える。

(行田市都市公園条例の一部改正)

第2条 行田市都市公園条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第14条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第

14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 総合公園ターゲット・バードゴルフ場

第15条第1項中「第14号」を「第15号」に改め、同条第2項中「前条第15号」を「前条第16号」に改める。

第16条中「総合公園弓道場」の次に「、総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を加える。

第17条第1項中「同条第8号から第13号まで」を「同条第8号から第14号まで」に改める。

第20条第3項中「第14号及び第15号」を「第15号及び第16号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用の許可に係る申請その他総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第 28 号

行田市道路線の認定について

行田市道路線を次のとおり認定するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
4.3-358 号線	行田市大字若小玉字枳 1892 番 8 地先	行田市大字若小玉字枳 1892 番 3 地先	4.00	140.29
6.3-655 号線	行田市持田二丁目 1906 番 1 地先	行田市持田二丁目 1906 番 10 地先	5.00	82.46
6.3-656 号線	行田市壺里山町 8 番 28 地先	行田市壺里山町 8 番 22 地先	4.35	30.96
7.4-56 号線	行田市長野一丁目 3579 番 1 地先	行田市長野一丁目 3578 番 10 地先	4.02～ 4.04	26.35
8.3-190 号線	行田市大字真名板字中宮 1249 番 1 地先	行田市大字真名板字中宮 1239 番 2 地先	4.81	95.77
8.4-100 号線	行田市大字真名板字中宮 1269 番 1 地先	行田市大字真名板字中宮 1267 番 1 地先	2.00	29.77
8.4-101 号線	行田市大字真名板字中宮 1264 番 1 地先	行田市大字真名板字中宮 1256 番 2 地先	1.00	65.24
9.3-76 号線	行田市大字下忍字東谷 2454 番 4 地先	行田市大字下忍字東谷 2517 番 5 地先	4.80～ 9.60	296.85
9.3-77 号線	行田市大字樋上字前 584 番 10 地先	行田市大字樋上字武良内 183 番 1 地先	9.00～ 9.45	183.44

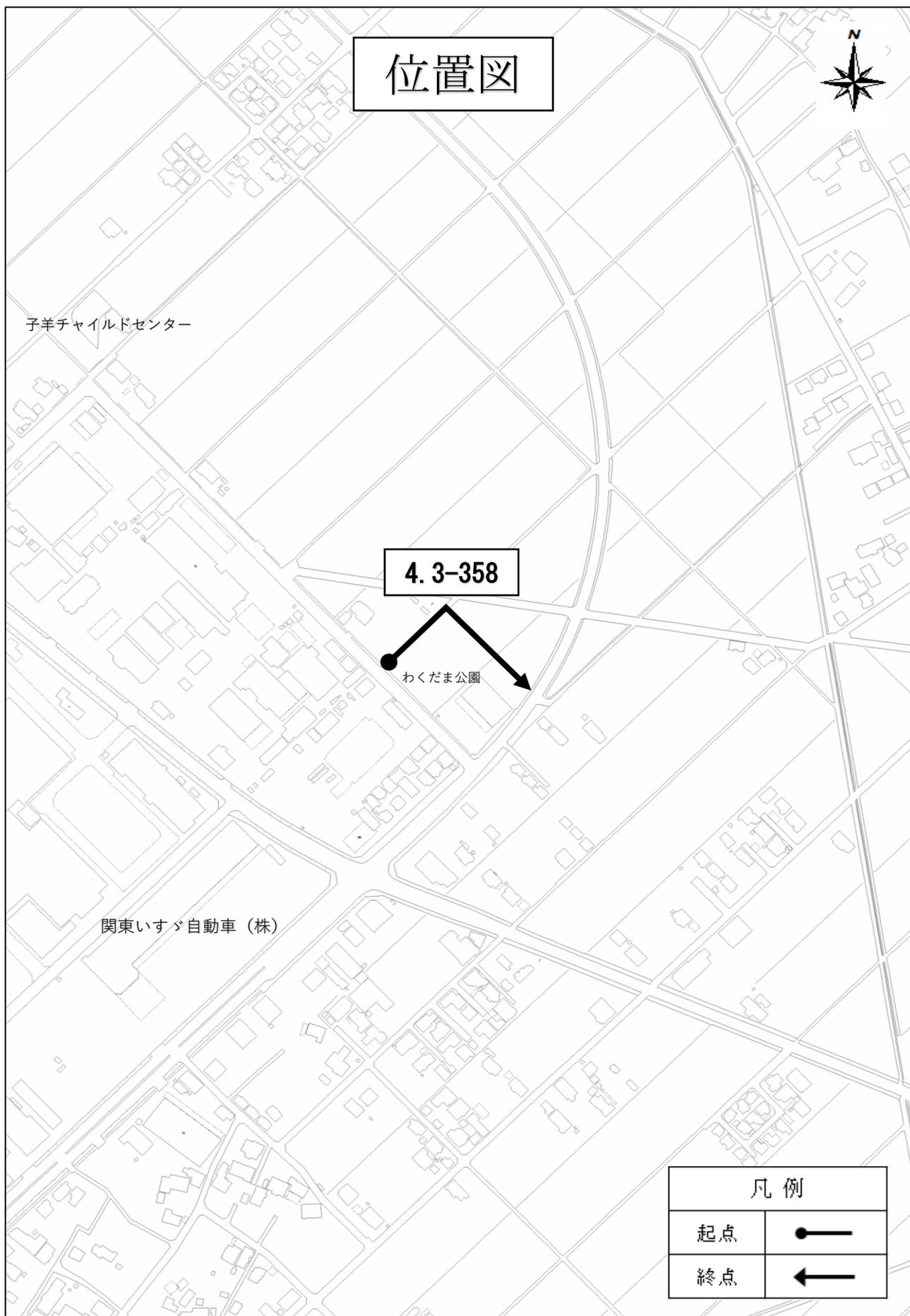
9.3-502 号線	行田市佐間三丁目 3158 番 4 地先	行田市佐間三丁目 3158 番 11 地先	5.00	66.03
9.3-503 号線	行田市佐間三丁目 2009 番 9 地先	行田市佐間三丁目 2009 番 10 地先	4.50	107.43
9.4-44 号線	行田市大字渡柳字原 1126 番 1 地先	行田市大字渡柳字原 1106 番地先	3.20	35.95

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

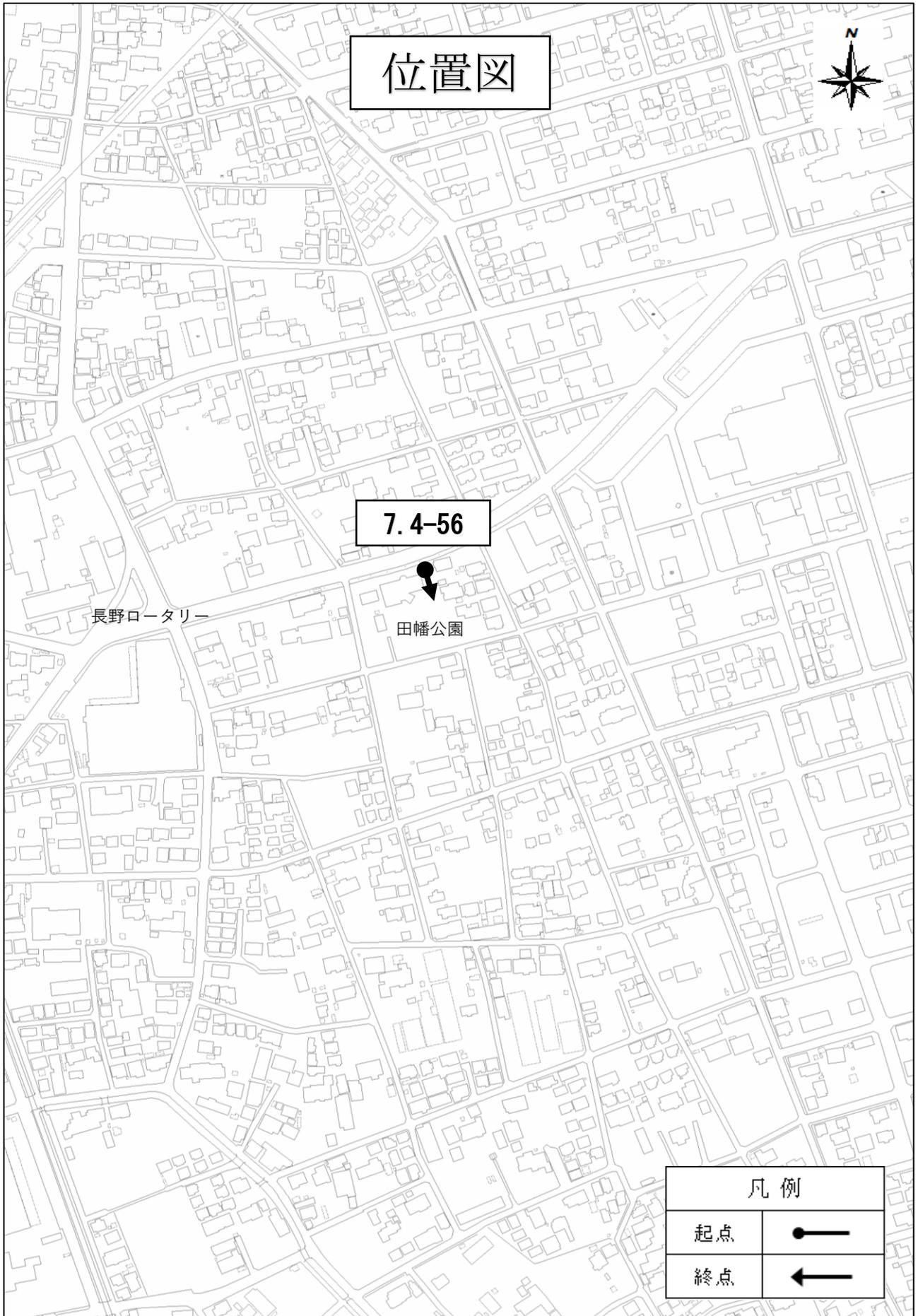
理 由

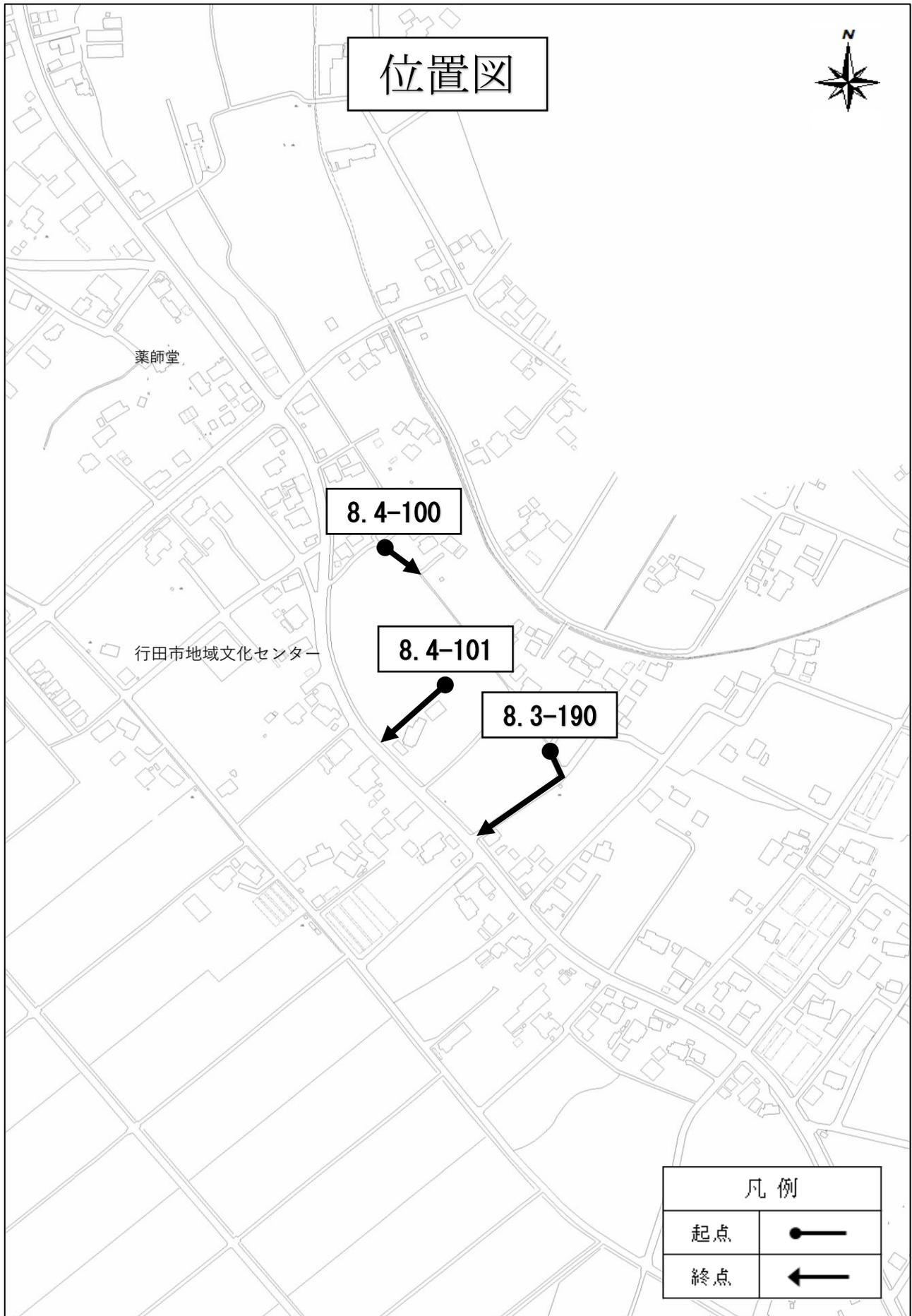
4.3-358 号線、6.3-655 号線、9.3-502 号線、9.3-503 号線は、都市計画法に基づく開発行為により帰属されたため、6.3-656 号線は、公衆用道路が市に寄附され、既存の道路用地と併せて幅員が 4 m 以上となったため、7.4-56 号線は、現状の利用状況に合わせるため、8.3-190 号線、8.4-100 号線、8.4-101 号線、9.3-76 号線、9.3-77 号線、9.4-44 号線は、一部区間の廃止に伴う認定替えのため、それぞれ認定しようとするものである。

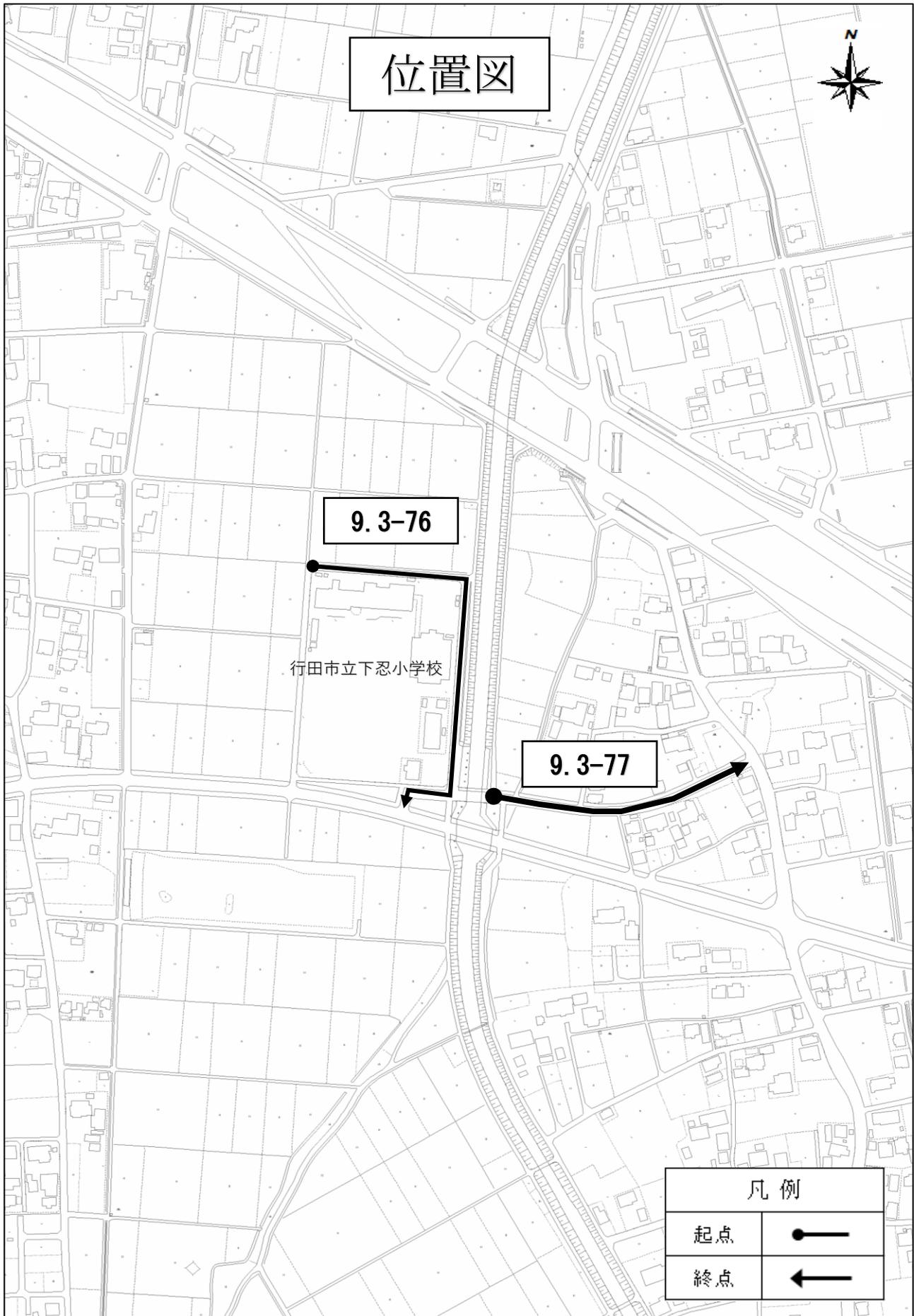






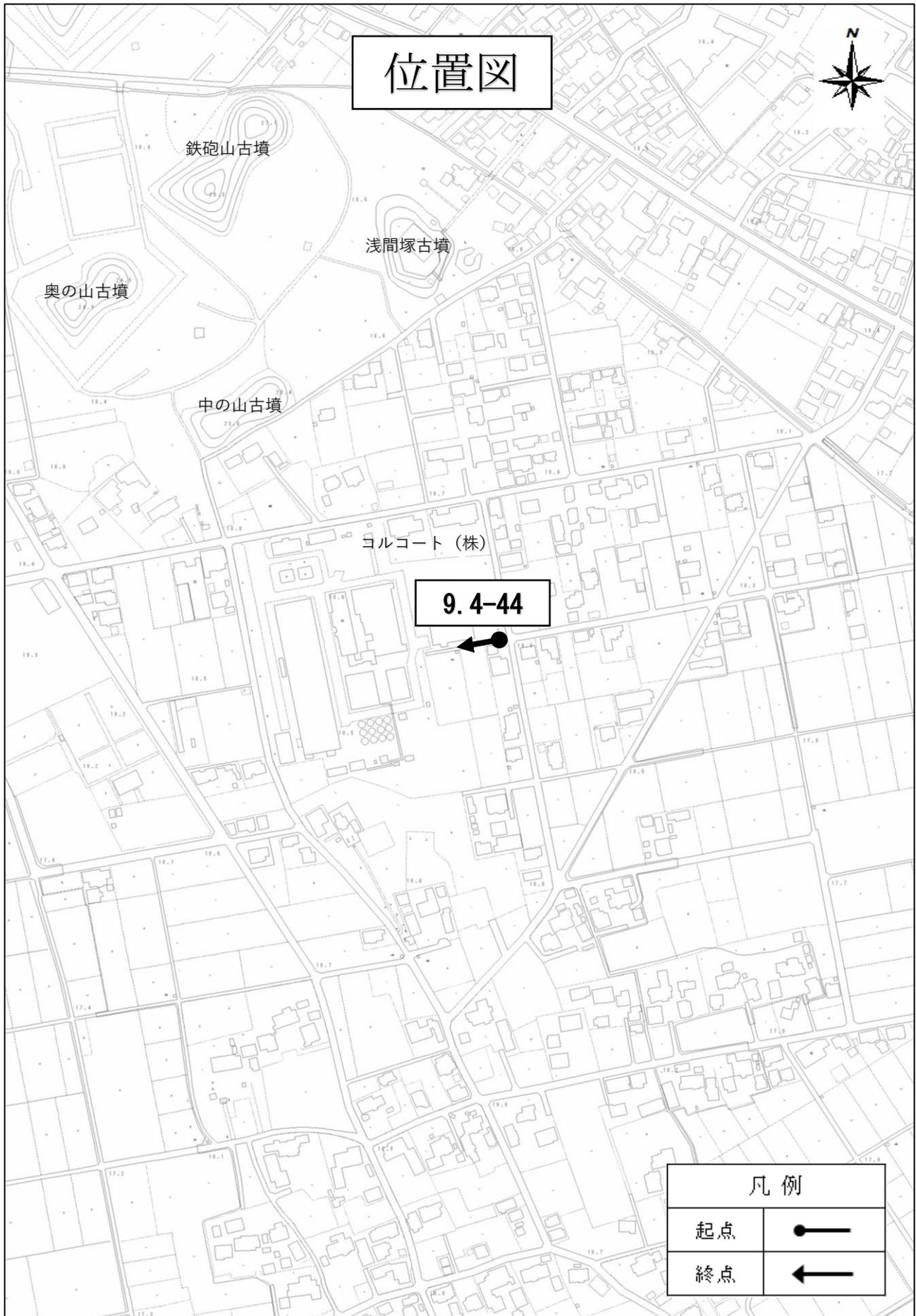












議案第 29 号

行田市道路線の廃止について

次に掲げる行田市道路線を廃止するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議決を求める。

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
8.3-190 号線	行田市大字真名板字中宮 1269 番 1 地先	行田市大字真名板字中宮 1239 番 2 地先	1.00～ 4.81	283.64
8.3-191 号線	行田市大字真名板字中宮 1262 番地先	行田市大字真名板字中宮 1256 番 2 地先	1.00	91.33
9.3-76 号線	行田市大字下忍字東谷 2445 番地先	行田市大字下忍字東谷 2488 番 1 地先	4.80～ 7.00	253.95
9.3-77 号線	行田市大字下忍字東谷 2488 番 1 地先	行田市大字樋上字武良内 183 番 1 地先	9.00～ 9.80	250.16
9.3-131 号線	行田市大字堤根字青柳通 121 番 1 地先	行田市大字堤根字青柳通 142 番 1 地先	1.82	337.56
9.4-44 号線	行田市大字渡柳字原 1126 番 1 地先	行田市大字渡柳字原 1106 番地先	3.20	57.76

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

8.3-190 号線、8.3-191 号線及び 9.4-44 号線は、周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がないため、9.3-76 号線及び 9.3-77 号線は、下忍

橋落橋に伴う廃止のため、9.3-131号線は、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、それぞれ廃止しようとするものである。

